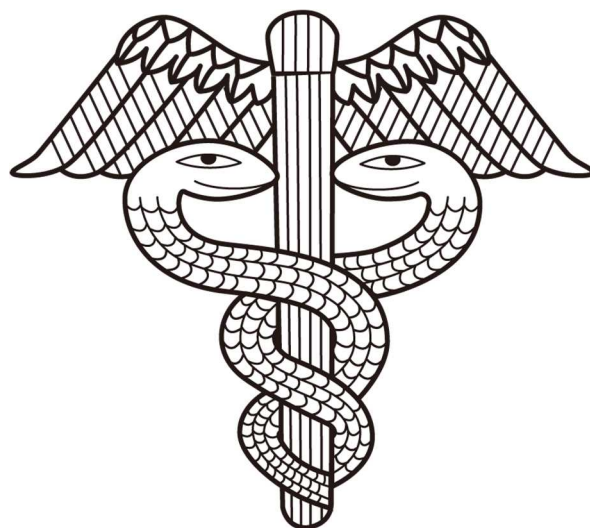


令和4年度
生徒指導活動方針
(0831改訂版)



県立中部商業高等学校
生徒指導部

I. 生徒指導に関する規定

生徒指導は全職員で行っていくものである。生徒指導は生徒のキャリア教育のために日頃からの教育活動の基礎となるものである。

【1】学習規律（授業態度・学習への取り組み等）に関する規定

1. 他の生徒の学習を妨げる行為及び学習活動に支障をきたす行為（以下「授業妨害」という）については、再三の注意にも関わらず改善されない場合、懲戒処分とする。
2. 次の行為を授業妨害とする。
 - （1）教職員の許可を得ず通信機器等を使用する行為
 - （2）私語、立ち歩き、抜け出し、授業中の食事等の学習活動に支障をきたす行為
3. 暴言及び危険行為を行った者は懲戒処分とする。
「危険行為」とは、教職員の指示に従わず、事故のおそれのある行為をいう。
4. 懲戒内容及び指導方法は別に定める。

【2】制服に関する規定

1. 原則として、制服（学校指定の体育着・ジャージを含む）以外の着用を禁止する。
2. 登下校時においても原則として制服を着用する。ただし特別な理由がある場合を除く。
3. 制服のズボン及びスカートは性別に関係なく選択することができる。
4. 制服のシャツ出しをしてはならない。
5. スカート丈基準は膝を中心とし、スカート曲げをしてはいけない。
6. 制服のジャケットは気候・体調に応じ生徒の判断で着用することができる。ただし、始業式・終業式等の儀式的行事では夏場を除きジャケットを着用する。卒業式では必ずジャケットを着用する。
7. 制服のベスト購入及び着用は任意とする。
8. 制服を変形・加工してはならない。変形・加工した場合、新規に購入させることもある。
9. お下がりの制服を着用する際は、生徒指導部による確認後、許可を得てから着用する。

【3】身なりに関する規定

1. リクルートファッションを基準とした制服の着こなしおよび頭髪を身なりの原則とする。
2. 化粧及び装飾品は禁止する。
3. 染髪・パーマ及び奇抜な髪形は禁止する。
4. スリッパ、ブーツ（極端にかかとの高い靴）その他学習活動に支障のある履き物は禁止する。
5. 身なり規定に反した場合、懲戒処分も含め、指導の対象とする。指導内容は別に定める。

【4】勤怠不良に関する規定

1. 遅刻について
 - （1）朝の遅刻に関すること
 - ① 8：50のチャイム後に入室した場合は朝の遅刻とする。
 - ② 朝、遅刻をした時は生徒玄関前および生徒指導室で入室許可書を受け取ってから授業に参加する。
 - ③ バスの遅れ（事故）等による遅刻はHR担任および生徒指導部に申し出る。その場合、遅刻を取り消すこともある。
 - （2）教科遅刻に関すること
授業開始15分までとする。それ以後は欠課とする。
2. 欠席についての規定
 - （1）病気等で休む場合は、原則、保護者が届出を行う。届出がない場合は無届欠席となる。
 - （2）病気による届出は病気欠席となり、それ以外の届出は届出欠席とする。
 - （3）無届欠席でも後日、保護者からの確認ができた場合は訂正を行うことができる。

3. 欠課についての規定

- (1) 授業開始15分後の入室は欠課となる。
- (2) 届出が無い場合は無届欠課となる。
- (3) 体調不良等で早退を希望する場合はHR担任に申し出を行い、HR担任は保護者に連絡を行う。
- (4) 事前に分かる早退については保護者から学校へ届け出を行う。

4. 勤怠不良に関する指導について

著しい勤怠不良により進級・卒業が懸念される場合は管理者面談を行う。また、状況に応じて特別指導を行う。指導方法は別に定める。

【5】通信機器等の使用に関する規定

※通信機器とは携帯電話、スマートフォン、タブレット、スマートウォッチ等の無線通信手段が出来る機器のことをいう

1. 通信機器等の利用は原則、朝のSHR時から帰りのSHRまで(校外研修等含む)禁止する。ただし、学習活動等において教職員立ち会いの下、許可した場合は使用することが出来る。
2. SNS等での誹謗中傷や著作権、肖像権の侵害など、ルールやマナーに反する行為や法律違反行為は禁止する。
3. 通信機器等の使用に関する規定に反した場合、懲戒処分も含め指導の対象とする。懲戒内容及び指導方法は別に定める。

【6】いじめについて

1. いじめを行ってはならない。
2. いじめは、国及び県の法令等並びに本校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめ対策会議で対応及び指導方針等を決定する。いじめ対策会議において懲戒処分に該当すると判断したケースについては生徒指導委員会に付託し、同委員会で懲戒内容及び指導方法を審議する。

【7】喫煙・飲酒に関する規定

1. 喫煙(喫煙同席含む)、タバコ所持(タスポや電子タバコ、タバコ購入や未遂も含む)は懲戒処分する。
2. 飲酒(飲酒同席含む)、酒類の所持・購入(ノンアルコール飲料含む)は懲戒処分とする。
3. 喫煙・飲酒に関する懲戒内容及び指導方法は別に定める。

【8】反社会的行為に関する規定

窃盗、暴力、脅迫、器物破損、賭博行為など反社会的行為は懲戒処分とする。懲戒内容及び指導方法は別に定める。

【9】違法薬物(危険ドラッグ、大麻等)に関する規定

1. 違法薬物使用は懲戒処分とする。懲戒内容及び指導方法は別に定める。
2. 違法薬物取引等に関し、関与した者は懲戒処分とする。懲戒内容及び指導方法は別に定める。

【10】入れ墨(タトゥー)に関する規定

1. 入れ墨(タトゥー)をしてはならない。
2. 入れ墨(タトゥー)をした場合、懲戒処分も含め指導の対象とする。懲戒内容及び指導方法は別に定める。

【11】自転車通学に関する規定

1. 登下校に自転車を使用する場合は生徒指導部に届け出を行う。
2. 自転車は校内の指定場所に駐輪しカギを掛けること。

【12】 車両通学等（自動車、自動二輪車）に関する規定

1. 登下校における車両（自動車、自動二輪車）運転及び同乗は禁止とする。なお、学校活動時間（諸行事含）及び制服着用や制服所持での使用および同乗も禁止する。
2. 車両による送迎は保護者および成人した親族、保証人のみとする。
3. 帰宅後や学校の休日に車両（自転車を除く）を使用する場合は、保護者の責任の下で行う。
4. 車両（自動車、自動二輪車）に関する規定及び交通違反が発覚した場合、懲戒処分とする。
5. 懲戒内容及び指導方法は別に定める。

【13】 運転免許（自動車、自動二輪車）取得に関する規定

1. 運転免許を取得した場合は届出を行うこと。
2. 運転免許取得は放課後及び長期休業などに行うこと。また、学校の活動時間に自動車教習所への通所は禁止する。
3. その他、運転免許を取得した際の届け出および出欠の扱いについては別に定める。

【14】 アルバイトに関する規定

1. 沖縄県教育委員会の基本方針により、アルバイトは原則禁止とする。
2. 経済的事情によりアルバイトを行う際は届け出を行う。
3. アルバイトは、午後10時までに帰宅できる範囲とし、主に酒類提供をしている飲食店や年齢制限がかかる店でのアルバイトは禁止する。
4. アルバイト届等に関する規則は別に定める。

【15】 政治的活動に関する規定

選挙運動、政治的活動、投票運動は、校内では禁止する。

【16】 青少年育成を阻害する行為に関する規定

1. 保護者の許可なく、深夜（午後10時から翌日の午前4時までをいう。以下同じ）の外出を行ってはならない。
2. 興行場や遊戯場、接待飲食店等への立入については禁止する。
3. この規定に反する行為を繰り返し行い、成績や勤怠に影響が出ている場合、特別指導・別室指導とする。指導方法は別に定める。

【17】 特別指導、別室指導及び帰宅指導に関する規定

1. 生徒指導に関する規定に反し、その改善のために特別指導、別室指導及び帰宅指導が必要と判断された場合、これを行う。
2. 特別指導、別室指導及び帰宅指導の具体的な方法は、違反行為の内容に応じて決定する。
3. 特別指導、別室指導及び帰宅指導を行う場合、補習等により学習機会の確保を図る。

【18】 指導拒否

上記の指導に応じない生徒については懲戒処分も含め、指導の対象とする。